令和3年度伊豆市プレミアム商品券“いずっち券”事業取扱要領

1. 目的

令和３年度伊豆市プレミアム商品券“いずっち券”（以下「商品券」という。）の発行により、新型コロナウイルス感染症により縮小した地元経済の活性化並びに市民生活の支援を目的に実施する。

1. 発行者及び運営

発行者は伊豆市商工会とし、運営については伊豆市商工会商業部会が行う。

1. 事業期間

本事業は、令和３年８月２日（月）から令和３年９月３０日（木）までとする。

1. 取扱店

商品券の取扱店は、伊豆市商工会会員または伊豆市内に事業所を有する事業者（非会員）で、本会の承認を得た事業者とする。

1. 取扱店の登録

商品券の取扱いについては、あらかじめ申請により登録を行わなければならない。

1. 登録手続き
   1. 取扱店の登録を希望する事業者は、「令和3年度伊豆市プレミアム商品券取り扱い店申込書」により登録申請を行う。
   2. 申請期間は、令和３年７月６日（火）から７月１６日（金）までとする。ただし、期間以降であっても取扱店とすることができるが、取扱店PRが出来ない場合もある。
   3. 登録料は、伊豆市商工会会員は無料とするが、非会員の場合は、法人５０，０００円（税込）、個人２０，０００円（税込）を徴収する。
2. 商品券の内容
   1. 発行総額　２１，０００万円　３０，０００セット
   2. 商品券の種類　１枚の金額は１，０００円とし共通券５枚と専用券２枚の７枚綴り７，０００円分を５，０００円で販売する（商品券のプレミアム率は４０％とする。共通券は全ての取扱店で利用可能。専用券は、法人の場合、店舗の法人登記地が伊豆市内にあり、かつ資本金５千万円以下又は従業員５０人以下の中小企業事業所の取扱店で利用可能。個人の場合は全ての取扱店で利用可能。
   3. 商品券の発行及び有効期間　商品券は令和３年８月２日（月）から発行し、有効期限は令和３年９月３０日（木）（２ケ月間）までとする。有効期限を過ぎた商品券は無効とする。
   4. 商品券の購入　商品券は本会が指定した販売所にて行う。購入対象者は伊豆市民に限定する（伊豆市民であることが証明できる本人確認書類（運転免許証、健康保険証、住基カード、マイナンバーカード等）の提示により確認する）。1回の購入限度額は２万円までの４セットとし、反復しての購入は可能とする。
   5. たばこ（たばこ事業法第36条第1項にて小売価格以外での販売禁止）、ビール券・図書券などの既存商品券やプリペイドカードなどの換金性の高い商品、電子マネーへのチャージ、税金、公共料金の支払い、仕入れ等の事業資金は利用対象外。又、つり銭については原則として出さない。
   6. その他補足事項　商品券記載事項（法令による記載必要事項）

・発行者の住所及び名称　伊豆市修善寺838-1　伊豆市商工会

・証票金額　５，０００円

・有効期限　令和３年８月２日（月）から令和３年９月３０日（木）まで

・使用できる場所・施設　販売時に別添として取扱事業所一覧を添付する。

1. 利用上の注意事項
   1. 商品の販売又はサービスの提供なく商品券の換金は不可とする。
   2. 商品券利用対象外商品に対して、商品券での支払いは不可とする。
   3. 自ら商品券を購入し、自店舗で使用されたかのように偽り換金する行為等の不正行為は禁止する。万一それが発覚した場合は、相応の処罰（詐欺罪）対象となる場合がある。
   4. 自店舗の商品仕入れ、買掛金決済など自らの営業活動は利用不可とする。
   5. 商品券の再販・再流通は不可とする。
   6. 商品券の偽造・悪用・濫用は不可とする。
   7. 商品券を盗難・紛失・毀損等した場合、全て自己責任とする。
   8. 換金に際し、必要となる費用（換金手数料・振込手数料）は本会負担とする。
   9. 商品券の利用に際して、消費者からの苦情や紛争が生じ、店舗内の責に帰すると認められる場合、自ら解決する。
   10. 商品券の取扱いに関して、市及び商工会からの改善要請等には従うこと。
   11. 登録する店舗は（ア）「風俗営業等の規制及び業務の適正化に係る法律第2条に規定する営業を行う者」、（イ）「特定の宗教・政治団体と関わる店舗等」、（ウ）「公序良俗に反する店舗」、（エ）「暴力団」又は「暴力団員と社会的に非難されるべき関係」　以上いずれかに該当しないこと。万一関係が発覚した場合は、取扱店舗の登録を取消すものとする。
   12. 現金との引換えは行わないこと。
2. 換金方法及び手数料
   1. 換金請求は令和３年８月２日（月）～令和３年１１月１日（月）に伊豆市内の三島信用金庫４支店で受付する（使用済み商品券の裏面に取扱店名、登録番号を記入して持込み、三島信用金庫に備付けの換金明細書に必要事項を記入する）。
   2. 換金手数料・振込手数料については本会が負担し取扱店は無料とする。
   3. 換金は以下のスケジュールにより、登録時に指定された金融機関の口座に振込する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| No | **換金請求日** | **振込予定日** |
|  | 令和3年8月2日（月）～8月10日（火） | 令和3年8月20日（金） |
|  | 令和3年8月11日（水）～8月20日（金） | 令和3年8月30日（月） |
|  | 令和3年8月23日（月）～8月31日（火） | 令和3年9月10日（金） |
|  | 令和3年9月1日（水）～9月10日（金） | 令和3年9月21日（火） |
|  | 令和3年9月13日（月）～9月17日（金） | 令和3年9月30日（木） |
|  | 令和3年9月21日（火）～9月30日（木） | 令和3年10月8日（金） |
|  | 令和3年10月1日（金）～10月8日（金） | 令和3年10月20日（水） |
|  | 令和3年10月11日（月）～10月20日（水） | 令和3年10月29日（金） |
|  | 令和3年10月21日（木）～11月1日（月）  **※最終受付となります。** | 令和3年11月10日（水） |

**※換金請求期間以降は請求できなくなります。**

１０．事業PR方法

　　　市内全戸宛新聞折込、商工会HP、取扱店でのPR

１１．商品券の販売及び換金

　　①　商品券の販売場所は、伊豆市内の「三島信用金庫各支店」、「各郵便局」および「大

　　　　仁郵便局」、修善寺駅「イズ―ラ修善寺」に委託する。

　 ②　商品券の販売代金は、それぞれの委託先との間で取決めした日に、商工会口座

に振り込む。

1. 換金手続は、「三島信用金庫」が取扱店から持込まれた使用済み商品券を集計し、上記「換金スケジュール」により商工会へ引き渡しする。商工会は、「換金スケジュール」に基づき振込予定日に取扱店の指定口座に振込する。